

在学生の授業料その他納付金の延納について (2025 年度新入生・編入生は除く)

授業料その他納付金の延納は、正当な事由がある場合に学長が許可します。延納を希望する場合は、裏面の「授業料その他納付金延納願」にてご本人（自署）および保証人（自署）と連署の上、学生部へ提出してください。延納を許可された場合の納入期限日（延納期限日）は、下表の通りです。延納期限日までに所定の納付金が納入されなかった場合は、関西外国語大学学則、関西外国語大学短期大学部学則、関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部授業料その他納付金規程にもとづき、「除籍」となります。予めご承知おきください。

学期	授業料 納入日	延納申請 受付締切日	延納 納入期限日	延納未申請における 未納者の除籍日
春学期	3 月 31 日	3 月 31 日（消印有効）	7 月 15 日	4 月末日
秋学期	8 月 31 日	8 月 31 日（消印有効）	12 月 15 日	9 月末日

（金融機関窓口での振込については、営業日等にご注意ください。）

提出先・郵送先

持参の場合：学生部（中宮キャンパス、御殿山キャンパス・グローバルタウンどちらでも可）

郵送の場合：〒573-1001 大阪府枚方市中宮東之町 16-1 関西外国語大学 学生部延納係 宛
レターパック、簡易書留、特定記録等、追跡ができる方法で郵送してください。

ご参考

全納・分納

授業料その他納付金は、諸会費を除き、納付者の希望により全納または学期ごと（春・秋学期）に分納することができます。それぞれの納入期間内に納入してください。所定の期日までに納入されない場合、学則の定めるところにより除籍になります。

在 学 生	全 納		3 月 31 日まで（4 月入学者）
			8 月 31 日まで（9 月入学者）
	分 納	春学期	3 月 31 日まで
		秋学期	8 月 31 日まで

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 授業料その他納付金規程（一部抜粋）

（延納手続） 第 5 条第 2 項	延納を希望する者は、原則として所定の書面にて保証人と連署のうえ、納入期日までに学長に願い出なければならない。
（延納手続） 第 5 条第 4 項	延納を許可された者の納入期日は、春学期は 7 月 15 日、秋学期は 12 月 15 日までとする。
（未納者の取扱） 第 6 条第 2 項	前条第 4 項に規定する期間内に授業料その他納付金を完納しない者は、除籍する。
（退学者の授業料 その他納付金） 第 9 条	中途退学を申し出た場合、在籍する学期の授業料その他納付金を完納していなければ、原則として許可しない。ただし、延納手続を許可された者が第 5 条第 4 項に定める期間内に退学願を提出した場合、特別に退学を許可する場合がある。

延納に関する質問・問合せ先 学生部延納係 TEL：072-805-2813（直通）

奨学金・教育ローンについて、本学ホームページでご紹介しております。

<https://www.kansai-gaidai.ac.jp/campuslife/scholarship/detail/>

ホームページ → 保護者の皆様 → 学生生活（奨学金・教育ローン）

2025 年度 授業料その他納付金延納願
(春学期)

許可印

提出日： 年 月 日

関 西 外 国 語 大 学
関西外国語大学短期大学部 学長 殿

2025 年度授業料その他納付金の延納を認めていただきたく、保証人の連署をもってお願いいたします。なお、納入期限日は厳守いたします。

1. 納入期限日等確認

確認欄	納入期限日
チェックを 入れてください。	2025 年 7 月 15 日 (別紙内容を確認いたしました。)

2. 申 請 者

学部・学科

学年 クラス 学籍番号

学生氏名： 携帯電話番号：
(自署)

保証人： 携帯電話番号：
(自署)

保証人住所： 〒 -

3. 延納理由

- ※ 受付締切日 2025 年 3 月 31 日(消印有効)
- ※ 黒のボールペンで記入してください。(消せるボールペンは不可)
- ※ 授業料その他納付金は一括納入してください。一部の納入はできません。
- ※ 本紙に記載の個人情報、当該業務以外には利用しません。
- ※ 高等教育の修学支援新制度を申請中および申請予定の方も、採用の可否が決定していませんので、授業料を期限までに納付する必要があります。納付が難しい場合には、必ず延納願を提出してください。

事務局処理欄

☐ 郵送受付

☐ 事務局窓口受付

受付者